議案第　２１　号

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

（目的）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）の規定により、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定地域密着型介護老人保健施設の指定に関する基準）

第２条　法第７８条の２第１項で定める基準に従い条例で定める数は、２９人以下とする。

第３条　法第７８条の２第４項第１号の省令の基準に従い条例で定める者は、法人とする

（指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する基準）

第４条　法第１１５条の１２第２項第１号の省令の基準に従い条例で定める者は、法人とする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　２２　号

木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を
適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例

（木古内町病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　木古内町病院事業の設置等に関する条例（昭和４３年条例第６号）の一部を次にように改正する。

第２条第２項中「施設の位置」を「事業名、施設名、施設の位置」に、「及び病床数」を「、病床数及び定員」に改め、同項の表を次のように改める。

事業名	施設名	施設の位置	診療科目又は事業内容	病床数又は定員
木古内町国民健康保険病院事業	木古内町国民健康保険病院	木古内町字本町 710 番地	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科小児科、外科、整形外科、肛門科、婦人科、皮膚泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科、放射線科、泌尿器科(人工透析)	一般病床 99 床
木古内町介護老人保健施設事業	木古内町介護老人保健施設いさりび	木古内町字本町 704 番地	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 96 条第 1 項の規定に基づく介護保健施設サービス、同法第 8 条第 1 項に基づく居宅サービス事業、同法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護予防サービス事業	入所定員(介護予防及び短期入所療養含む。) 80 人 通所リハビリテーション定員(介護予防通所リハビリテーション含む。) 30 人
木古内町訪問看護ステーション事業	木古内町訪問看護ステーション	木古内町字本町 150 番地の 1	介護保険法第 8 条第 1 項の規定に基づく居宅サービス事業、同法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護予防サービス事業及び健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく訪問看護事業	

第４条中「木古内町国民健康保険病院及び木古内町訪問看護ステーション」を「木古内町国民健康保険病院、木古内町介護老人保健施設、木古内町訪問看

護ステーション及び病院事業事務局」に改める。

（木古内町病院事業使用条例の一部改正）

第２条　木古内町病院事業使用条例（昭和４３年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（目的）

第１条　この条例は、病院事業で診療、訪問看護、介護又は行政財産の目的外使用をする者に対して使用料、手数料又は利用料を徴収するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２条第１項中「及び手数料」を「、手数料及び利用料」に、「別表第１及び別表第２に定める」を「別表第１、別表第２及び別表第３に定める」に、「別表第１及び別表第２に」を「これらの表に」に改め、同項第５号中「(平成９年法律第１２３号)」を削り、同項に次の１号を加える。

(6)　災害補償等に関する法令の規定の適用を受ける者の診療に係る料金　次に掲げる者の区分に応じ，次に定める額

ア　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）又は地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定の適用を受ける者　算定方法等に規定する１点の単価（以下単に「１点の単価」という。）を１１円５０銭として算定方法等により算定した額

イ　自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）の規定による損害賠償の対象となる者　１点の単価を２０円として算定方法等により算定した額

第２条第２項中「あっては」の次に「、管理者が別に定めるものを除き」を加え、「２０円」を「１０円」に改める。

第５条に次の１項を加える。

２　管理者は、医学上その他必要があると認めるときは、使用料、手数料及び利用料を減免することができる

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

木古内町国民健康保険病院事業

区分			金額	摘要
使用料	死体検案料		５，０００円	往診料は健康保険法の規定する額
	死体処置料	複雑なもの	５，０００円	

		簡単なもの	３，０００円	
	容器料		実費	薬びん・その他の容器
	入院料（１日につき）	Ａ室	３，０００円	基本入院料の加算額
		Ｂ室	１，５００円	〃
	月額によるもの	売店	１３，６００円	
	日額によるもの	テレビ	１００円	１台につき
		冷蔵庫	５０円	１台につき
	時間によるもの	洗濯機	１００円	３０分間につき
		乾燥機	１００円	３０分間につき
手数料	文書診断料（１枚につき）	複雑なもの	５，０００円	死体検案書等に準ずるもの 生命保険請求診断書等
		普通のもの	１，５００円	死亡診断書・就学・入学・欠勤等のもの

別表第２（第２条関係）

木古内町介護老人保健施設事業

区分		施設入所	短期入所	通所リハ
利用料	食費	（１日）　１，３８０円	朝食　３９０円 昼食　４８０円 夕食　５１０円	昼食　４８０円
	居住費	（１日）　１，９７０円	—	—
	滞在費	—	（１日）　１，９７０円	—
	特食	（１食）　５０円	（１食）　５０円	—
	日用品費	実費	実費	実費
	教養娯楽費	実費	実費	実費
	テレビ	（１日）　５０円	（１日）　５０円	—

	洗濯機		（１回）　２００円	（１回）　２００円	—
	冷蔵庫		（１日）　７０円	（１日）　７０円	—
	特別室料（A）		（１日）　４００円	（１日）　４００円	—
	特別室料（B）		（１日）　２５０円	（１日）　２５０円	—
	紙おむつ		—	—	実費
	予防接種		実費	—	—
手数料	診断書	各種保険、年金等の請求に関するもの	１通　２，０００円		—
		普通の診断書、情報提供書等	１通　１，０００円		—
	証明書	利用者等に係わるもの	１通　１，０００円		

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第２条関係）

木古内町訪問看護ステーション事業

区分		金額	摘要
使用料	訪問看護自動車使用料	木古内町国民健康保険病院を起点として１キロメートル当たり　３０円	公用車等を使用した場合（木古内町内は免除）
	訪問看護交通費	実費	公共交通機関及び営業車等を使用した場合
	その他の使用料	実費	その利用者の希望等により使用するもの（紙オムツ等）

（木古内町病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正）

第３条　木古内町病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例（平成２４年条例第１号）の一部を次にように改正する。

第１条中「木古内町病院事業」を「木古内町病院事業が行う木古内町国民健康保険病院事業、木古内町介護老人保健施設事業及び木古内町訪問看護ステーション事業」に改める。

（木古内町国民健康保険病院奨学資金貸付条例の一部改正）

第４条　木古内町国民健康保険病院奨学資金貸付条例（昭和４４年条例第１４号）の一部を次にように改正する。

題名中「国民健康保険病院」を「看護師養成」に改める。

第１条中「木古内町国民健康保険病院（以下「病院」という。）」を「木古内町国民健康保険病院又は木古内町介護老人保健施設（以下「病院等」という。）」に改め、「病院」を「病院等」に改める。

第３条第３項、第９条及び第１０条第１項第２号中「病院」を「病院等」に改める。

（木古内町介護老人保健施設の施設長の給与に関する条例等の廃止）

第５条　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　木古内町介護老人保健施設の施設長の給与に関する条例（平成２４年条例第３４号）

(2)　職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（昭和４２年条例第３号）

(3)　木古内町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成５年条例第２６号）

(4)　木古内町介護老人保健施設利用条例（平成５年条例第２７号）

(5)　木古内町介護老人保健施設事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例（平成２４年条例第３号）

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　２３　号

木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「法」という。）第３７条において準用する法第２６条の規定に基づき、木古内町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

２　対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

３　対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

４　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

２　本部長は、法第３５条第４項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を前項の規定により招集された会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

議案第　２４　号

木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について

木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第３０条第３項及び第４５条第３項の規定に基づき、木古内町が管理する町道（以下「町道」という。）の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）において使用する用語の例による。

（道路の区分）

第３条　この条例における道路の区分は、道路構造令第３条の定めるところによる。

（町道の構造の技術的基準）

第４条　町道を新設し、又は改築する場合における法第３０条第３項の規定により条例で定める町道の構造の技術的基準は、次条から第４４条までに定めるところによる。

（車線等）

第５条　車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。

２　道路の区分及び第３種の道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折　車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、２とする。

区分		地形	設計基準交通量 （単位１日につき台）
第３種	第２級	平地部	９，０００
	第３級	平地部	８，０００
		山地部	６，０００
	第４級	平地部	８，０００
		山地部	６，０００
第４種	第１級		１２，０００
	第２級		１０，０００
	第３級		９，０００

交差点の多い第４種の道路については、この表の設計基準交通量に０．８を乗じた値を設計基準交通量とする。

3　前項に規定する道路以外の道路（第３種第５級及び第４種第４級の道路を除く。）の車線の数は４以上（交通の状況により必要がある場合を除き、２の倍数）とし、当該道路の区分及び第３種の道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる１車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	１車線当たりの設計基準交通量（単位１日につき台）
第３種	第２級	平地部	９，０００
		山地部	７，０００
	第３級	平地部	８，０００
		山地部	６，０００
	第４級	山地部	５，０００
第４種	第１級		１２，０００
	第２級		１０，０００
	第３級		１０，０００
交差点の多い第４種の道路については、この表の１車線当たりの設計基準交通量に０．６を乗じた値を１車線あたりの設計基準交通量とする。			

4　車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第３種第２級又は第４種第１級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に０．２５メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員（単位メートル）
第３種	第２級	普通道路	３．２５
		小型道路	２．７５
	第３級	普通道路	３
		小型道路	２．７５
	第４級		２．７５
第４種	第１級	普通道路	３．２５
		小型道路	２．７５
	第２級及び第３級	普通道路	３
		小型道路	２．７５

5　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第３５条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第６条　車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。）が４以上である道路（対向車線を設けない道路を除く。）の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。

2　車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3　中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ１００メートル以上のトンネル、長さ５０メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員（単位　メートル）	
第３種	第２級	１．７５	1
	第３級		
	第４級		
第４種	第１級	1	
	第２級		
	第３級		

4　中央帯には、側帯を設けるものとする。

5　前項の側帯の幅員は、０．２５メートルとするものとする。

6　中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7　分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、道路構造令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。

8　中央帯の幅員を定めるに当たっては、除雪を考慮するものとする。

（副道）

第７条　車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が４以上である第３種又は第４種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2　車道の幅員は、４メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第８条　道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2　車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左側に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）	
第３種	第２級から第４級まで	普通道路	０．７５	０．５０
		小型道路	０．５０	
	第５級		０．５０	
第４種			０．５０	

3　車道の右側に設ける路肩の幅員は、０．５メートル以上とするものとする。

4　第３種（第５級を除く。）の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、０．５メートルまで縮小することができる。

5　副道に接続する路肩については、第２項の表第３種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「０．７５」とあるのは、「０．５」とする。

6　歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7　道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

8　車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第２項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第４項に規定する車道の右側に設ける路肩の幅員に係る値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

9　第３種の道路に歩道又は自転車歩行者道を設けない場合においては、当該道路の路肩の幅員は、歩行者又は自転車の交通の状況を考慮して定めることができる。

10　路肩の幅員を定めるに当たっては、除雪を考慮するものとする。

（停車帯）

第９条　第３種（第５級を除く。）及び第４種（第４級を除く。）の道路には、自動車の停車により車輌の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

２　停車帯の幅員は、２．５メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、１．５メートルまで縮小することができる。

３　第３種の道路に設ける停車帯の幅員は、当該道路の構造、交通の状況及び停車の需要を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、２．５メートルを超える適切な値とすることができる。

（自転車道）

第１０条　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　自転車道の幅員は、２メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１．５メートルまで縮小することができる。

４　自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、道路構造令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。

５　自転車道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するものとする。

（自転車歩行者道）

第１１条　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては４メートル以上、その他の道路にあっては３メートル以上とするものとする。

３　横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路

上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては３メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては２メートル、並木を設ける場合にあっては１．５メートル、ベンチを設ける場合にあっては１メートル、その他の場合にあっては０．５メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

４　自転車歩行者道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況並びに除雪を考慮するものとする。

（歩道）

第１２条　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　第３種又は第４種第４級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては３．５メートル以上、その他の道路にあっては２メートル（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、１．５メートル）以上とするものとする。

４　横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては３メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては２メートル、並木を設ける場合にあっては１．５メートル、ベンチを設ける場合にあっては１メートル、その他の場合にあっては０．５メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

５　歩道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の歩行者の交通の状況及び除雪を考慮するものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第１３条　歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合

においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（堆雪幅）

第１４条　道路の外縁には、堆雪幅（除雪による雪の堆積の用に供する道路の部分をいう。次項においても同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、道路の中央帯、路肩、停車帯、自転車歩行者道及び歩道の一部は、冬期において交通に支障を及ぼさない範囲で、堆雪幅として用いることができる。

（植樹帯）

第１５条　第４種第１級及び第２級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　植樹帯の幅員は、１．５メートルを標準とするものとする。

３　次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とすることができる。

(1)　都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2)　相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

４　植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第１６条　道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位１時間につきキロメートル）	
第３種	第２級	６０	５０又は４０
	第３級	６０、５０又は４０	３０
	第４級	５０、４０又は３０	２０

	第５級	４０、３０又は２０	
第４種	第１級	６０	５０又は４０
	第２級	６０、５０又は４０	３０
	第３級	５０、４０又は３０	２０
	第４級	４０、３０又は２０	

２　副道の設計速度は、１時間につき、４０キロメートル、３０キロメートル又は２０キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第１７条　車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第３５条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第１８条　車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位１時間につきキロメートル）	曲線半径（単位　メートル）	
６０	１５０	１２０
５０	１００	８０
４０	６０	５０
３０	３０	
２０	１５	

（曲線部の片勾配）

第１９条　車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第３種の道路で自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあっては６パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第４種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配（単位　パーセント）
第３種	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
	その他の地域	8

第４種		6

（曲線部の車線等の拡幅）

第２０条　車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第４種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第２１条　車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第４種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

３　緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 （単位１時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位　メートル）
６０	５０
５０	４０
４０	３５
３０	２５
２０	２０

（視距等）

第２２条　視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の視距の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、同表の視距の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 （単位１時間につきキロメートル）	視距（単位　メートル）	
６０	１００	７５
５０	７０	５５
４０	４５	４０
３０	３０	３０
２０	２５	２０

2　車線の数が２である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第２３条　車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度（単位１時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位　パーセント）	
第３種	普通道路	６０	5	7
		５０	6	7
		４０	7	７．５
		３０	７．５	
		２０	７．５	
	小型道路	６０	8	
		５０	9	
		４０	１０	
		３０	１１	
		２０	１２	
第４種	普通道路	６０	5	7
		５０	6	7
		４０	7	７．５
		３０	8	
		２０	9	
	小型道路	６０	8	
		５０	9	
		４０	１０	
		３０	１１	
		２０	１２	

（登坂車線）

第２４条　普通道路の縦断勾配が５パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2　登坂車線の幅員は、３メートルとするものとする。

（縦断曲線）

第２５条　車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

２　縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の欄の半径の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断曲線の半径の欄の右欄に掲げる値（設計速度が１時間につき６０キロメートルである第４種第１級の道路に係る凸形縦断曲線にあっては １，０００メートル）まで縮小することができる。

設計速度 （単位１時間につきキロメートル）	縦断曲線 の曲線形	縦断曲線の半径 （単位　メートル）	
６０	凸形曲線	２，５００	１，４００
	凹型曲線	１，０００	
５０	凸形曲線	１，２００	８００
	凹型曲線	７００	
４０	凸形曲線	５００	４５０
	凹型曲線	４５０	
３０	凸形曲線	２５０	
	凹型曲線	２５０	
２０	凸形曲線	２００	１００
	凹型曲線	１００	

３　縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 （単位１時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ （単位　メートル）
６０	５０
５０	４０
４０	３５
３０	２５
２０	２０

（舗装）

第２６条　車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

２　車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を４９キ

ロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3　第４種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第２７条　車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位　パーセント）
前条第２項に規定する基準に適合する舗装道	１．５以上 ２以下
その他	３以上 ５以下

2　歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、２パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3　前条第３項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第２８条　合成勾配は、８パーセント以下とするものとする。

2　前項の規定にかかわらず、自動車の交通の状況を勘案し必要がある場合にあっては、合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（設計速度が１時間につき３０キロメートル又は２０キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１２．５パーセント）以下とすることができる。

設計速度 （単位１時間につきキロメートル）	合成勾配 （単位　パーセント）
６０	１０．５
５０	

４０	１１．５
３０	
２０	

（排水施設）

第２９条　道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第３０条　道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で５以上交会させてはならない。

２　道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

３　屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第４種第１級の普通道路にあっては３メートルまで、第４種第２級又は第３級の普通道路にあっては２．７５メートルまで、第４種の小型道路にあっては２．５メートルまで縮小することができる。

４　屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては３メートル、小型道路にあっては２．５メートルを標準とするものとする。

５　屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第３１条　車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が４以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

２　車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が４以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

３　道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（次項において「連結路」という。）を設けるものとする。

４　連結路については、第５条から第８条まで、第１６条、第１８条、第１９条、第２１条から第２３条まで、第２５条及び第２８条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第３２条　道路が鉄道又は軌道法（大正１０年法律第７６号）による新設軌道（第３号において「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

(1)　交差角は、４５度以上とすること。

(2)　踏切道の両側からそれぞれ３０メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、２．５パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3)　見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断器その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位１時間につきキロメートル）	見とおし区間の長さ（単位　メートル）
５０未満	１１０
５０以上７０未満	１６０
７０以上８０未満	２００
８０以上９０未満	２３０
９０以上１００未満	２６０
１００以上１１０未満	３００
１１０以上	３５０

（待避所）

第３３条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)　待避所相互間の距離は、３００メートル以内とすること。

(2)　待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3)　待避所の長さは、２０メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、５メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第３４条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第３５条　第４種第４級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第３種第５級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第３６条　自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第３７条　安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（防雪施設その他の防護施設）

第３８条　雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

２　前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第３９条　トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

２　トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

３　トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第４０条　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

２　前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（附帯工事等の特例）

第４１条　道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行

し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第５条から前条までの規定（第８条、第１６条、第１７条、第２７条、第２９条、第３４条及び第３８条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第４２条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第５条、第６条第３項から第５項まで、第７条、第９条、第１０条第３項、第１１条第２項及び第３項、第１２条第３項及び第４項、第１５条第２項及び第３項、第１８条から第２５条まで、第２６条第３項並びに第２８条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第５条、第６条第３項から第５項まで、第７条、第８条第２項、第９条、第１０条第３項、第１１条第２項及び第３項、第１２条第３項及び第４項、第１５条第２項及び第３項、第２２条第１項、第２４条第２項、第２６条第３項、次条第１項及び第２項並びに第４４条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第４３条　自転車専用道路の幅員は３メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は４メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、２．５メートルまで縮小することができる。

２　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員０．５メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

３　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第３９条第４項の建築限界を勘案して定めるものとする。

４　自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に進行することができるものでなければな

らない。

5　自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第３条、第５条から第４２条まで及び前条第１項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第１３条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第４４条　歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、２メートル以上とするものとする。

2　歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、道路構造令第４０条第３項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3　歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4　歩行者専用道路については、第３条から第１２条まで、第１４条から第４１条まで及び第４２条第１項の規定は、適用しない。

（道路に設ける道路標識の寸法）

第４５条　法第４５条第３項の規定により条例で定める町道に設ける道路標識の寸法は、視認性及び国道、道道等との整合性を考慮するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、第５条から第４５条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該規定に相当する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成２３年政令第　４２４号）第８条の規定による改正前の道路構造令（以下「旧道路構造令」という。）の規定（道路構造令の一部改正に伴う経過措置に関する政令の規定を含む。以下同じ。）があるときは、当該部分に関しては、当該旧道路構造令の規定の例による。

議案第　２５　号

木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の
構造に関する基準を定める条例制定について

木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき、高齢者、障害者等（法第２条第１号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）の移動等の円滑化の促進に係る道路（木古内町が管理する町道をいう。以下同じ。）の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成１８年国土交通省令第１１６号）において使用する用語の例による。

（歩道）

第３条　道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第４条　歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては３．５メートル以上、その他の道路にあっては２メートル以上とするものとする。

２　自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては４メートル以上、その他の道路にあっては３メートル以上とするものとする。

３　歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員を定めるに当たっては、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。

（舗装）

第５条　歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとる。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

３　歩道等に排水施設を設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

（勾配）

第６条　歩道等の縦断勾配は、５パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。

２　歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、１パーセント以下とするも

のとする。ただし、前条第１項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、２パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第７条　歩道等には、車道、車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

２　歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは１５センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

３　歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第８条　歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、５センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

２　前項の高さを定めるに当たっては、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定める。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第９条　横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は２センチメートルを標準とするものとする。

２　横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗り入れ部）

第１０条　第４条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第６条第２項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、２メートル以上とするものとする。

（立体横断施設）

第１１条　道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

２　移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

３　前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢

者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第１２条　移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1)　かごの内法幅及び内法奥行きは１．５メートル以上とすること。

(2)　前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は１．４メートル以上とし、内法奥行きは１．３５メートル以上とすること。

(3)　かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第１号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては９０センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては８０センチメートル以上とすること。

(4)　かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第２号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(5)　かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6)　かご内に手すりを設けること。

(7)　かご内及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

(8)　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(9)　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)　かご内及び乗降口には、車いす所有者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(11)　かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字表示その他の方法により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(12)　乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは１．５メートル以上とすること。

(13)　停止する階が３以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

（傾斜路）

第１３条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)　有効幅員は、２メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートル以上とすることができる。

(2)　縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。

(3)　横断勾配は、設けないこと。

(4)　２段式の手すりを両側に設けること。

(5)　手すりの端部の付近及び必要な箇所には傾斜路の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

(6)　路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(7)　傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。

(8)　傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9)　傾斜路の下面と歩道等の路面との間が２．５メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(10)　高さが７５センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅１．５メートル以上の踊場を設けること。

（エスカレーター）

第１４条　移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

(1)　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

(2)　踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

(3)　昇降口において、３枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

(4)　踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。

(5)　くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。

(6)　エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

(7)　踏み段の有効幅は、１メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、６０センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第１５条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1)　有効幅員は、２メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2)　縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

(3)　２段式の手すりを両側に設けること。

(4)　手すりの端部の付近及び必要な箇所には傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けるとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

(5)　路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6)　通路の両側には、立ち上がり部、柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第１６条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)　有効幅員は、１．５メートル以上とすること。

(2)　２段式の手すりを両側に設けること。

(3)　手すりの端部の付近及び必要な箇所には傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けるとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

(4)　回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5)　路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6)　路面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。

(7)　段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

(8)　階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設け

ること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9)　階段の下面と歩道等の路面との間が２．５メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(10)　階段の高さが３メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

(11)　踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては１．２メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

（高さ）

第１７条　乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、１５センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第１８条　乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替えする施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（障害者用駐車施設）

第１９条　自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

２　障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が２００以下の場合にあっては、当該駐車台数に５０分の１を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が２００を超える場合にあっては当該駐車台数に１００分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上とするものとする。

３　障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1)　当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2)　有効幅は、３．５メートル以上とすること。

(3)　障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（障害者用停車施設）

第２０条　自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1)　当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2)　車両への乗降の用に供する部分の有効幅は１．５メートル以上とし、有効奥行きは１．５メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3)　障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（出入口）

第２１条　自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1)　有効幅は、９０センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、１．２メートル以上とすること。

(2)　戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を１．２メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3)　車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第２２条　障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1)　有効幅員は、２メートル以上とすること。

(2)　車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3)　路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

（エレベーター）

第２３条　自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

２　前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

３　第１２条第１号から第４号までの規定は、第１項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

４　第１２条の規定は、第２項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第２４条　第１３条の規定は、前条第１項の傾斜路について準用する。

（階段）

第２５条　第１６条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

（屋根）

第２６条　屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第２２条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第２７条　障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1)　便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2)　床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3)　男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(4)　前号の各号により設けられる小便器には、手すりを設けること。

２　障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)　便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2)　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第２８条　前条第２項第１号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1)　第２２条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2)　出入口の有効幅は、８０センチメートル以上とすること。

(3)　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4)　出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5)　出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア　有効幅は、８０センチメートル以上とすること。

イ　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6)　車椅子所有者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2　前条第２項第１号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1)　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2)　出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3)　腰掛便座及び手すりを設けること。

(4)　高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3　第１項第２号、第５号及び第６号の規定は、前条第２項第１号の便房について準用する。

第２９条　前条第１項第１号から第３号まで、第５号及び第６号並びに第２項第２号から第４号までの規定は、第２７条第２項第２号の便所について準用する。この場合において、前条第２項第２号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

（案内標識）

第３０条　交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2　前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設け、かつ、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第３１条　歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2　視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3　視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第３２条　歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替えするための施設が既に存する場合又は地形の

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第３３条　歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

２　乗合自動車停留所、自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

（防雪施設）

第３４条　歩道等及び立体横断施設においては、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第３条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

３　第３条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第４条第１項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を１．５メートルまで縮小することができる。

４　移動等円滑化された立体横断施設に設けられたエレベーター又はエスカレーターが存する道路の部分について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第４条第１項及び第２項の規定にかかわらず、当分の間、当該部分における歩道等の有効幅員を１メートルまで縮小することができる。

5　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第８条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6　第１０条に規定する有効幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、これを１メートルまで縮小することができる。

議案第　２６　号

木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

木古内町監査委員条例（昭和５３年条例第１９号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町監査委員条例の一部を改正する条例

木古内町監査委員条例（昭和５３年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「という。)」の次に「第２００条第２項及び」を加える。

第１１条を第１２条とし、第２条から第１０条までを１条ずつ繰り下げ、第１条の次に次の１条を加える。

（事務局の設置）

第２条　法第２００条第２項の規定により、監査委員の事務を処理するため木古内町監査委員事務局(以下「事務局」という。)を置く。

２　事務局の職員の定数は、木古内町職員定数条例(昭和２４年条例第１８号)の定めるところによる。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　２７　号

木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

木古内町個人情報保護条例（平成１８年条例第８号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例

木古内町個人情報保護条例（平成１８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第３号中「前各項」を「前各号」に改める。

第１６条第６号オ中「国又は」を削る。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　２８　号

木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

木古内町職員定数条例（平成２４年条例第１８号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町職員定数条例の一部を改正する条例

木古内町職員定数条例（昭和２４年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第１９１条第２項」を「、第１９１条第２項及び第２００条第６項」に、「議会」を「議会の事務局」に、「、教育委員会及び農業委員会の事務局」を「、監査委員の事務局、教育委員会の事務局、農業委員会の事務局」に改める。

第２条第１号中「事務部局」を「事務局」に、「３人」を「２人」に改め、同条第２号ア中「７６人」を「７０人」に改め、同号イ中「１１３人」を「９８人」に改め、同号ウ中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、同条第３号中「事務部局」を「事務局」に改め、同条第３号中「事務部局」を「事務局」に、「３６人」を「２０人」に改め、同条第５号中「７人」を「５人」に改め、同条に次の１号を加える。

(7)　監査委員の事務局の職員　２人

第２条中「合計　２６３人」を削る。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　２９　号

手数料条例の一部を改正する条例制定について

手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表３３の項中「４２円」を「２１円」に、「９４円」を「４７円」に、「６３円」を「３１円」に改める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　３０　号

木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年条例第２１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」の次に「、整備」を加える。

目次中「第２章　設置（第３条）」を「第２章　設置（第３条）
第２章の２　公営住宅の整備基準（第３条の２－第３条の１７）」に改める。

第１条中「共同施設」の次に「の設置、整備」を加える。

第２章の次に次の１章を加える。

第２章の２　公営住宅の整備基準

（公営住宅の整備基準）

第３条の２　法第５条第１項及び第２項に規定する条例で定める公営住宅及び共同施設（以下この章において、「公営住宅等」という。）の整備基準は、この章に定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第３条の３　公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第３条の４　公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第３条の５　公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（位置の選定）

第３条の６　公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第３条の７　敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置が講じられていなければならない。

２　敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が

設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第３条の８　住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

（住宅の基準）

第３条の９　住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

２　住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

３　住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

４　住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

５　住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第３条の１０　公営住宅の１戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、２５平方メートル以上とする。

２　公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。

３　公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第３条の１１　住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第３条の１２　公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければな

らない。

（附帯施設）

第３条の１３　敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

２　前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない

（児童遊園）

第３条の１４　児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

（集会所）

第３条の１５　集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

（広場及び緑地）

第３条の１６　広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

（通路）

第３条の１７　敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

２　通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第６条中「第２号及び第３号」の次に「並びに福島復興再生特別措置法（平成２４年法律第２５号）第２０条第１項に規定する居住制限者（次条第２項において「居住制限者」という。）にあっては第１号を除く。」を加える。

第７条第２項中「同条各号」の次に「（被災者及び居住制限者にあっては同条第１号を除く。）」を加える。

第３９条第１項第６号を次のように改める。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第６１条中「公営住宅等の用に供されている土地」を「敷地」に改める。

第６３条を削り、第６４条を第６３条とし、第６５条を第６４条とする。

附　則

（施行期日）

議案第　３１　号

木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

木古内町職員等住宅管理条例（平成１５年条例第３４号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例

木古内町職員等住宅管理条例（平成１５年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表中１０の項を削り、１１の項を１０の項とし、１２の項から１５の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　３２　号

木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について

木古内町水道事業条例（昭和４６年条例第２３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町水道事業条例の一部を改正する条例

木古内町水道事業条例（昭和４６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を加える。

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　給水装置の工事及び費用（第５条－第１３条）
第３章　給水（第１４条－第２３条）
第４章　料金及び手数料（第２４条－第３２条）
第５章　管理（第３３条－第３６条）
第５章の２　布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第３７条－第３９条）
第６章　貯水槽水道（第４０条・第４１条）
第７章　補則（第４２条）
第８章　罰則（第４３条－第４５条）
附則

第５条中「〔水道法(昭和３２年法律第１７７号以下「法」という。)第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。〕」を「(水道法(昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。)第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

第９条第１項中「よつて」を「よって」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第２項中「みたない」を「満たない」に改める。

第１０条中「６カ月」を「６か月」に改める。

第１１条中「なつた」を「なった」に改める。

第１２条第１項中「この給水装置」を「、この給水装置」に改める。

第１３条中「よつて」を「よって」に改める。

第１４条第３項中「あつても」を「あっても」に改める。

第１９条第２項中「もつて」を「もって」に改め、同条第３項中「怠つた」を「怠った」に、「き損」を「毀損」に改める。

第２０条第２項中「すみやかに」を「速やかに」に、「あつた」を「あった」に改める。

第２２条第１項中「もつて」を「もって」に改め、同条第３項中「怠つた」を「怠った」に改める。

第２３条第１項中「あつた」を「あった」に改める。

第２４条第２項中「よつて」を「よって」に改める。

第２７条第１号中「あつた」を「あった」に改める。

第２８条第１項第２号中「１カ月」を「１か月」に改め、同条第２項中「あつた」を「あった」に改める。

第３０条中「２カ月」を「２か月」に改める。

第３２条中「よつて」を「よって」に、「、その他」を「その他」に改める。

第３３条第１項中「みづから」を「自ら」に改める。

第３４条第２項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第３６条第２号中「あつて」を「あって」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第５章の２　布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

第３７条から第３９条までを次のように改める。

（布設工事監督者を配置する工事）

第３７条　法第１２条第１項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第３条第８項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1)　１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2)　沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第３８条　法第１２条第２項の条例で定める資格は、次の各号のとおりとする。

(1)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2)　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)　１０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)　第１号又は第２号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号に規定する学校を卒業した者にあっては１年以上、第２号に規定する学校を卒業した者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7)　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第３９条　法第１９条第３項の条例で定める資格は、次の各号のとおりとする。

(1)　前条に規定する布設工事監督者たる資格を有する者

(2)　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)　１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については７年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)　外国の学校において、第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する

程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

本則に次の１章を加える。

第８章　罰則

（罰則）

第４３条　この条例に違反し、みだりに、配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者は、１０万円以下の罰金に処する。

（過料）

第４４条　町長は、次の各号の一に該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。

(1)　第５条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者（第３９条に該当する場合を除く。）

(2)　正当な理由がなくて、第１８条第２項のメーターの設置、第２６条の使用水量の計量、第３３条の検査又は第３５条の給水の停止を拒み、又は、妨げた者

(3)　第２２条第１項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4)　第２５条の料金又は第３１条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第４５条　町長は、詐欺その他不正の行為によって第２５条の料金又は第３１条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは５万円とする。）以下の過料を科することができる。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　３３　号

木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について

木古内町下水道条例（平成１６年条例第３２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町下水道条例の一部を改正する条例

木古内町下水道条例（平成１６年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「管理」を「設置、維持管理」に改める。

第１９条の次に次の５条を加える。

（公共下水道の構造の基準）

第１９条の２　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第１９条の６までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第１９条の３　排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第１９条の４において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)　堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2)　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3)　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4)　下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5)　地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他規則で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第１９条の４　排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)　排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(2)　流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3)　暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和

する措置が講ぜられていること。

(4)　暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。

(5)　ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第１９条の５　第１９条の３に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第２号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)　脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2)　汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第１９条の６　前３条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1)　工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2)　非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　３４　号

木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について

木古内町下水道終末処理場設置条例（平成１８年条例第２６号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例

木古内町下水道終末処理場設置条例（平成１８年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を「の設置及び管理に関する」に改める。

第１条中「設置」を「設置及び管理」に改める。

第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

（処理場の維持管理に関する基準）

第４条　法第２１条第２項に規定する条例で定める処理場の維持管理は、次に定めるとおり行うものとする。

(1)　活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2)　沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3)　急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4)　前３号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5)　臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6)　前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　３５　号

木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

木古内町道路占用料徴収条例（昭和２８年条例第２７号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

木古内町道路占用料徴収条例(昭和２８年条例第２７号)の一部を次のように改正する。

第１条中「基き木古内町」を「基づき、木古内町」に改める。

第２条中「別表」を「、別表」に改める。

第３条中「前条」を「、前条」に改める。

第４条中「毎年」を「、毎年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第６条中「但し」を「ただし」に、「もつて」を「もって」に、「あつてはその」を「あっては、その」に改める。

第８条第１項中「占用者」を「、占用者」に改める。

第１０条中「次の各号」を「、次の各号」に改め、同条第１号中「但書」を「ただし書」に改める。

第１１条中「町長」を「、町長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	本／年	770
	第二種電柱		1,200
	第三種電柱		1,600
	第一種電話柱		410
	第二種電話柱		650
	第三種電話柱		900
	その他の柱類		41
	共架電線その他上空に設ける線類	m／年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	広告塔	表示面積㎡／年	1,100
	その他のもの	占用面積㎡／年	820
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満	m／年	17
	外径が0.07m以上0.1m未満		25
	外径が0.1m以上0.15m未満		37
	外径が0.15m以上0.2m未満		49
	外径が0.2m以上0.3m未満		74

	外径が0.3m以上0.4m未満			98
	外径が0.4m以上0.7m未満			170
	外径が0.7m以上1.0m未満			250
	外径が1.0m以上のもの			490
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積㎡／年	820
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの		占用面積㎡／日	11
	その他のもの		占用面積㎡／月	110
法第32条第1項第7号に掲げる物件又は施設	看板	一時的に設けるもの	表示面積㎡／年	110
		その他のもの	表示面積㎡／年	1,100
	旗・のぼり・ちょうちん等	一時的に設けるもの	本／日	11
		その他のもの	本／月	110
	幕及びアーチ	車道を横断するもの	基／月	1,100
		その他のもの	基／月	540
	工事用板囲、足場、詰所等工事用施設		占用面積㎡／月	110

・第一電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

・第一電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち、六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　３６　号

奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について

奨学資金貸付運用基金条例（昭和４５年条例第１２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例

奨学資金貸付運用基金条例（昭和４５年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「行なう」を「行う」に改める。

第２条中「１５０，０００千円」を「、８０，０００千円」に改める。

第３条を次のように改める。

（管理）

第３条　基金は、金融機関への預貯金、有価証券の買入その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　３７　号

木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について

木古内町スキー場条例（昭和６０年条例第２３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町スキー場条例の一部を改正する条例

木古内町スキー場条例（昭和６０年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「無料とする。ただし夜間使用する場合には、別表第１の使用料を徴収する」を「、無料とする。ただし、スキー場で許可を得て営業行為を行う場合は、別表の使用料を徴収する」に改め、同条中第２項及び第３項を削る。

別表第１を削り、別表第２を別表とする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　３８　号

渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定に基づき規約を変更するため、同条第３項において準用する同法第２５２条の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

第１条　渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約（平成１８年渡島西部地域障害程度区分認定審査会規約第１号）の一部を次のように変更する。

第１条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第２条　渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第１条及び第２条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附　則

この規約中第１条の規定は平成２５年４月１日から、第２条の規定は、平成２６年４月１日から施行する。

議案第　３９　号

町道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により町道路線を下記のとおり認定する。

記

整理番号	路線名	起点地番 --- 終点地番	延長	摘要
１４８	木古内３線	字本町３３３番地の７ --- 字本町５２１番地の４	260.00 m	
１４９	木古内停車場３線	字木古内２０６番地の３ --- 字木古内１９９番地の３	120.00 m	

平成２５年　３月　７日提出

木古内町長　大　森　伊佐緒

議案第　４０　号

町道路線の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により町道路線を下記のとおり変更する。

記

認定路線番号	新旧別	路線名	起点 ---------- 終点	延長	摘要
７４	旧	双葉線	字本町３２８番地の４ ---------- 字本町５４５番地	85.35 m	
	新	双葉線	字本町３２８番地の４ ---------- 字木古内１９０番地の５	110.00 m	

平成２５年　３月　７日提出

木古内町長　大　森　伊佐緒

議案第　４１　号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第１７号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１９条（見出しを含む。）中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　４２　号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３項中「木古内町臨時職員等の任用及び勤務条件等に関する規則（平成７年規則第７号)」を「木古内町非常勤職員等の任用及び勤務条件等に関する規則（平成　年規則第　号)」に改める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　４３　号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１号）の一部を次のように改正ずる。

第２条の２中「夜間勤務手当及び」を削り、「並びに期末手当」を「、期末手当」に、「、管理職員特別勤務手当」を「及び管理職員特別勤務手当」に改める。

第１４条を次にようにに改める。

第１４条　削除

第１８条の２第２項中「支給率」に「支給額」に改め、同条第３項中「、夜間勤務手当」を削る。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　４４　号

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和４４年条例第５号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

木古内町長等の給与等に関する条例（昭和４４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

32　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間（以下この項において「特例期間」という。）における給料月額は、第３条第１項の規定にかかわらず、この規定に定められた額から、次の表に掲げる額を減じた額とする。ただし、特例期間において退任した場合、退任日における給料月額は、第３条第１項の規定により定められた額とする。

区分	減額する額
町長	140,000円
副町長	90,000円

33　平成２５年度における期末手当の支給割合は、第４条第２項の規定にかかわらず、６月に支給する場合においては１００分の１７０に、１２月に支給する場合においては１００分の１８０とする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第　４５　号

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和３１年条例第１９号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年　３月　７日提出
木古内町長　大　森　伊佐緒

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和３１年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

28　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間（以下この項において「特例期間」という。）における給料月額は、第２条第１項の規定にかかわらず、この規定により定められた額から８４，０００円を減じた額とする。ただし、特例期間において退職した場合、退職日における給料月額は、第２条第１項の規定により定められた額とする。

29　平成２５年度に限り、職員の給与に関する条例第１６条第２項の規定に定める支給割合「１００分の１２２．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１３７．５」を「１００分の１１０」とする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。